



# PHRの検討に関する 論点や基本的な方向性について (案)

令和元年9月11日  
厚生労働省

# PHR (Personal Health Record) について

個人の健康診断結果や服薬履歴等の健康等情報を、電子記録として、本人や家族が正確に把握するための仕組み (※成長戦略フォローアップ<sup>°</sup>(令和元年6月21日閣議決定)より引用・一部改変)

※日本においては厳密な定義はされていない

## 本人の健康等情報

### 健康情報

(健診・検診情報)

- ・特定健診
  - ・乳幼児健診
  - ・がん検診
  - ・学校健診
  - ・後期高齢者健診
  - ・妊婦健診
  - ・肝炎ウイルス検診
  - ・事業主健診
  - ・骨粗鬆症検診
  - ・歯周疾患検診
- 等

(生活習慣に関する情報)

- ・運動習慣(歩数等)
  - ・飲酒
  - ・喫煙
  - ・食習慣
  - ・睡眠時間
- 等

(その他)

- ・予防接種歴
- 等

### 医療等情報

- ・薬剤情報
- ・検体検査

等

※健康等情報ではないが、PHRと合わせて提供することが効果的と考えられる情報についても検討

## PHRとして活用する健康等情報の種別や、その電子化・管理・保存の方向性の整理

情報を活用して、自身の健康状況を正確に把握できる環境の整備

### 想定される効果

- ① 本人の日常生活習慣の改善等の行動変容や健康増進につながる
- ② 健診結果等のデータを簡単に医療従事者に提供できることにより、医療従事者との円滑なコミュニケーションが可能となる

PHRの活用に関する論点として、以下のような点が考えられるのではないか。

## (1) PHRとして提供する情報（情報の種別や提供範囲）

- ① 利用目的による整理
- ② 発生する情報の性質等による整理

## (2) 情報提供・閲覧の在り方

- ① 円滑な提供等
- ② 適切な管理
- ③ 適正かつ効果的な利活用

# (1) 提供する情報の考え方

## 利用目的からの整理

PHR検討会では、「経済財政運営と改革の基本方針2019（令和元年6月21日閣議決定）」や「成長戦略フォローアップ（令和元年6月21日閣議決定）」に基づき、個人の健康増進や行動変容の促進等を目的としたPHRを前提として、各論点について検討する。

閲覧者	活用目的	論点			
		提供する情報	情報提供・閲覧の在り方		
			円滑な提供等	適切な管理	適正かつ効果的な利活用
個人とその家族等	個人の健康増進や行動変容の促進等 (PHR事業者を介した活用も含む。)	「経済財政運営と改革の基本方針2019（令和元年6月21日閣議決定）」や「成長戦略フォローアップ（令和元年6月21日閣議決定）」に基づき、 <u>本検討会で主に検討いただく範囲</u> とする。			
プロフェッショナル (医療従事者等)	通常診療の効率化・質の向上				
	緊急時医療の効率化・質の向上				
研究者	研究開発の促進				

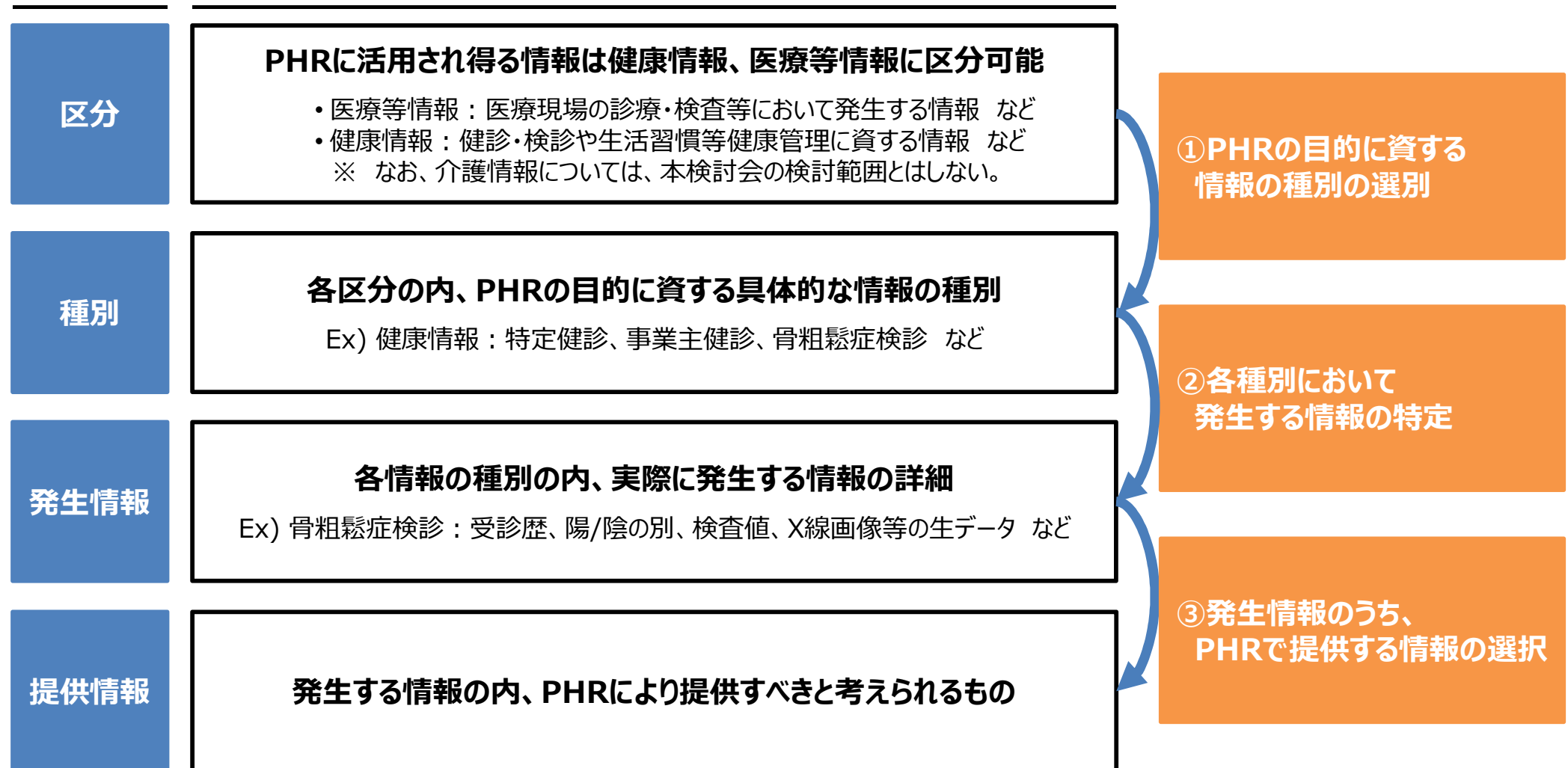
# (1) 提供する情報の考え方

## 発生する情報の性質等からの整理

PHRに活用され得る情報について、以下 **4つの体系に整理し、段階的に検討を行う**ことで提供可能な情報を特定してはどうか。

### 情報の体系

### 本検討会における整理イメージ



## (2) 情報提供・閲覧の在り方

### 情報提供等に関わる主体間の役割分担等の整理

- PHRとして情報提供等を行うに当たっては、国・自治体・公的機関や、民間事業者、また個人など様々な主体が関与することになる。
- 情報の提供や閲覧、保存方法等について、国・自治体・公的機関が主体となって整備する事項、民間や個人が主体となって整備する事項など、その費用対効果等を踏まえ、国・自治体・公的機関、民間又は個人の役割分担を含めて整理してはどうか。
- その際、個人の経済状況等によって格差が生まれないように、最低限のインフラは国・自治体・公的機関で整備すべきではあるが、その範囲も明確にしていくことが必要ではないか。

### 情報提供等の在り方に関する整理

情報提供等の在り方について、①円滑な提供等、②適切な管理、③適正かつ効果的な利活用の3つの視点から検討してはどうか。

#### ①円滑な提供等

情報提供の方法、適切なデータ形式、電子化・標準化

#### ②適切な管理

データの保存期間、保存主体・場所・方法

#### ③適正かつ効果的な利活用

民間事業者のセキュリティ確保、及び事業者間の相互運用性等のルール

# 次回検討会に向けた今後の作業(案)

## 「PHRの推進に関する基本方針（仮称）」の素案作成に向けた作業班の設置

次回検討会において「PHRの推進に関する基本方針（仮称）」を取りまとめることとする。このため、基本指針検討作業班を設置し、次回検討会までに「基本方針」の素案を作成することとしてはどうか。

### 【基本指針検討作業班について（案）】

- 宮田裕章構成員を作業班長、岡村智教構成員を副班長とする。
- 具体的作業については、事務局及び野村総合研究所（委託先）が行う。
- 作業に際しては、必要に応じて有識者や関係団体の意見を聴取しながら進める。

## 関連調査の実施

PHRの検討を進めるために必要な以下の調査を実施してはどうか。

- ① 自治体向け調査（野村総合研究所に委託）  
・・・全自治体に対して、アンケート調査を実施。  
ex) 自治体が実施する各種健診・検診の情報の取扱い、電子化状況 等
- ② 医療機関向け調査（委託先を公募中）
- ③ 海外調査（委託先を公募中）